

## 住宅用家屋証明書必要書類一覧

住宅用家屋証明書を申請する場合に、申請書（証明書）の他に下記の書類が必要です。

以下の は提出する書類	証明申請時に住所が移っている場合 (入居済み)	証明申請時に住所が移っていない場合 (入居予定)
(ア) (a)・(c)・(e) (※1) 本人が建築主で新築  登記名義人が自ら建築確認 をうけたもの	① 確認済証及び検査済証 ② 登記完了証及び受領証 又は登記事項証明書（家屋） ③ 住民票	① 確認済証及び検査済証 ② 登記完了証及び受領証 又は登記事項証明書（家屋） ③ 住民票 ④ 入居する旨の申立書 ⑤ 現在の入居家屋の処分方法を確認できる 書類（※2）
(ア) (b)・(d)・(f) (※1) 新築建物を購入 (建売、新築マンション)  建築後使用されたことのないもの	① 確認済証及び検査済証 ② 登記完了証及び受領証 又は登記事項証明書（家屋） ③ 住民票 ④ 売買契約書又は譲渡証明書 ⑤ 家屋未使用証明書	① 確認済証及び検査済証 ② 登記完了証及び受領証 又は登記事項証明書（家屋） ③ 住民票 ④ 売買契約書又は譲渡証明書 ⑤ 家屋未使用証明書 ⑥ 入居する旨の申立書 ⑦ 現在の入居家屋の処分方法を確認できる 書類（※2）
(イ) (a)・(b) (※3) (※4) 中古建物を購入  建築後使用されたことのあるもの	① 登記事項証明書 ② 売買契約書、譲渡証明書 又は代金納付期限通知書 ③ 住民票	① 登記事項証明書（家屋） ② 住民票 ③ 売買契約書、譲渡証明書 又は代金納付期限通知書 ④ 入居する旨の申立書 ⑤ 現在の入居家屋の処分方法を確認できる 書類（※2）

※1 (ア)のうち(c)～(f)に該当する特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の場合は、認定通知書の添付が必要です。

※2 現在の入居家屋の処分方法を確認できる書類（コピー又は原本）

賃貸借契約書（最新のもの）、売買契約書、専任媒介契約書、社宅（官舎）入居証明書、親族（住み続ける人）からの申立書等

※3 (イ)のうち(a)に該当する場合は、増改築等工事証明書の原本の添付が必要です。

(イ)のうち(a)に該当し、かつ、第7号工事（給排水管・雨水の侵入を防止する部分に係る工事）に該当する場合は、既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類の写しの添付も必要です。

※4 (イ)のうち(b)に該当し、かつ、昭和57年1月1日より前に建築された家屋の場合は、新耐震基準を満たすことを確認できる以下の書類のいずれかが必要です。

耐震基準適合証明書（原本）、住宅性能評価書、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約書

### ◎その他、要件等

\* 中間省略がある場合は、途中経過のわかる書類（売買契約書）を添付

\* 床面積は50㎡以上であること。併用住宅等の場合は90%を超える部分が居宅であること（併用住宅等の場合は、平面図等を確認させていただく必要があります）。

\* 申請期間 (ア)(a)・(ア)(c)・(ア)(e)新築—————新築日より1年以内

(ア)(b)・(ア)(d)・(ア)(f)未使用、(イ)(a)・(イ)(b)中古—————取得日より1年以内